

# 船舶事故調査報告書

令和4年7月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月29日 13時55分ごろ
発生場所	京都府宮津市江尻地先 宮津黒埼灯台から真方位253° 2.43海里付近 (概位 北緯35° 35.2′ 東経135° 12.4′)
事故の概要	水上オートバイココ&チョコ号は、遊走中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ココ&チョコ号、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33527京都、株式会社K'sホーム
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	重傷 1人（操縦者）
損傷	船底部外板及び左舷後部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、遊走中、左に旋回していたところ、海岸付近の岩礁に接近して岩礁に乗り揚げた。 操縦者は、本船が乗り揚げた際の衝撃で船外に投げ出され、後頭部裂創及び外傷性くも膜下出血を負った。 操縦者は、固型式の救命胴衣を着用していた。 操縦者は、水上オートバイを操縦した経験が1、2回あったものの、本事故発生場所付近を航行するのは初めてであった。
分析	本船は、遊走中、操縦者が、海岸付近の岩礁の存在する海域で旋回したことから、水面下の岩礁に気付かず、岩礁に乗り揚げたものと考えられるが、操縦者から情報が得られなかったため、乗揚に至った状況を明らかにすることができなかった。 操縦者は、特殊小型船舶操縦士免許を取得していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。
原因	本事故は、本船が遊走中、操縦者が、海岸付近の岩礁の存在する海域で旋回したため、水面下の岩礁に気付かず、海岸付近の岩礁に接近して岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、航行予定海域を事前に調査し、岩礁の存在する海域から適切な距離を保って航行すること。 ・特殊小型船舶操縦免許を取得していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。